

○斜里町議会図書室規程

昭和33年11月26日

議会規程第2号

改正 昭和40年7月21日議会規程第2号

平成21年4月13日議会規程第2号

平成25年2月19日議会規程第2号

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 図書の閲覧（第7条～第14条）

第3章 図書の整理（第15条～第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第19項の規定により、斜里町議会に附置する図書室に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（管理）

第2条 図書室は、議長が管理する。

（職員）

第3条 図書室に次の職員を置く。

（1） 室長 1人

（2） 書記 若干名

2 室長は、町議会事務局長をもって充てる。

3 室長は、議長の命を受け、図書室の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

4 書記は、上司の命を受け、図書の受入、整理及び保存その他の庶務に従事する。

（備付図書の範囲）

第4条 図書室には、次の刊行物を備え付ける。

（1） 法第100条第17項の規定により送付を受けた官報及びその他政府刊行物

（2） 法第100条第18項の規定により送付を受けた北海道公報及びその他の公刊物

（3） 斜里町広報及びその他の刊行物

（4） 系統町村議会議長会会報及びその他の刊行物

（5） 地方自治行政に関する刊行物

(6) 各市町村の適当な刊行物

(7) 法規集、例規集

(8) 一般単行図書及び雑誌

(開室)

第5条 図書室の開室時間は、議会事務局の執務時間による。ただし、やむを得ない事由がある場合及び図書の整理期間中は、図書室の利用を停止する。

(一般の利用)

第6条 法第100条第20項の規定に基づき、図書室は議会議員の調査研究に支障を及ぼさない限り一般にこれを利用させることができる。

第2章 図書の閲覧

(閲覧)

第7条 図書の閲覧は、室内閲覧及び室外閲覧の2種とする。

(室外閲覧ができる者の範囲)

第8条 室外閲覧は、次に掲げる者に限る。

(1) 議会の議員

(2) 議会事務局の職員

(3) 室長において特に許可したもの

(室外閲覧図書の制限)

第9条 次に掲げる図書は、室外閲覧をすることができない。

(1) 第4条第1号から第7号までに掲げる刊行物

(2) その他室長において室外閲覧を不相当と認めるもの

(閲覧の手続)

第10条 室外で閲覧する図書は、図書貸出簿（様式第1）に登載しなければならない。閲覧する図書の数は1回2冊以内とし、その期間は5日以内とする。ただし、雑誌については1回1冊とし、その期間は3日以内とする。

2 前項の規定による期間を超えて、なお閲覧しようとするときは、改めて閲覧の手続を経なければならない。

3 室外閲覧中の図書を返納しないものは、新たに貸出を受けることができない。

(閲覧図書の取扱い)

第11条 閲覧図書は、他人に転貸してはならない。

2 図書はていねいに取り扱い、切取り又は加筆をしてはならない。

(返納)

第12条 閲覧を終了した図書は、直ちに係員に返納しなければならない。

2 室長は、室外閲覧の期間中でも特に事情があるときは、返納を求めることができる。

(紛失及び汚損の届出及び弁償)

第13条 図書を紛失又は汚損したときは、その旨を室長に届け出て指示を受けなければならない。

2 前項における図書の弁償は同一の図書又は相当代価をもってすることができる。ただし、相当代価をもってする場合の弁償額は室長が定める。

(この規程に従わない者の措置)

第14条 室長は、この規程に従わず、図書の管理上不相当と認める行為があったものに対しては、閲覧を禁止することができる。

第3章 図書の整理

(官公庁刊行物等の整理)

第15条 官公庁刊行物、図書等は、図書受付簿・図書台帳(様式第2)に登載しなければならない。

2 すべて図書には、「斜里町議会之印」を押す。

(図書の保存年限)

第16条 図書の保存年限は、次のとおりとする。

(1) 第4条第3号に掲げる刊行物、法規集、例規集及び一般図書中特に重要と認められるもの 永年保存

(2) 第4条第1号から第4号までに掲げる刊行物 3年保存

(3) 第4条第5号に掲げる刊行物及び地方自治に関する雑誌等 2年保存

(4) 第4条第6号に掲げる刊行物中特に重要と認められるもの 2年保存

(5) 前各号以外の各市町村刊行物及び地方自治に関係ない雑誌等 1年保存

(6) その他のもの 1年保存

2 一般単行図書については、前項の保存年限にかかわらず、損耗が著しく、かつ、使用不可能と認められる場合には、議長は、廃棄処分することができる。

(図書の整理取扱等の要領)

第17条 図書の整理取扱等の要領については、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年規程第2号)

この規程は、公布の日(昭和40年7月21日)から施行する。

附 則（平成21年議会規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年議会規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

